

協議第4号

各協議事項の協議趣旨について

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会規約第3条に規定する各協議事項の協議趣旨を、別紙のとおり定めることについて協議を求める。

平成28年10月21日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

各協議事項の協議趣旨について

○「行財政基盤強化策としての合併」の検討

【協議の趣旨】

- ・合併は抜本的な行政改革の手段となり得るかどうか

人口減少・少子高齢社会にあって、いずれの行政分野においても現状のサービス水準を維持していくことが極めて困難であることを認識した上で、2市が「究極の行政改革」と言われる合併をした場合を想定して、財政効果の確保を念頭に全ての事務事業の執行方法等を協議する。

○「権能強化策としての大都市制度の活用」の検討

【協議の趣旨】

- ・大都市制度の活用（中核市への移行）は、両市の行政サービスの高度化と住民福祉の向上に寄与するかどうか

基礎自治体を取り巻く諸環境の変化に対し地域課題を自律的に解決するためには、広範な分野に亘る自己決定権を有する総合行政体となることが必須であるとの理解のもと、合併後の市が中核市に移行した場合の事務事業の執行方針、財政負担、市民生活への影響等を協議する。

○「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」の検討

【協議の趣旨】

- ・県西地域における互恵的かつ効率的な自治体間連携はどうあるべきか

行政の区域を越えた共通課題への対応には広域連携が有効であるとの認識のもと、今後、一層の厳しさを増す県西地域自治体の実情及び将来見通しに対し、合併や中核市への移行等により強化された中心市と周辺自治体の相互にメリットがあり持続性の担保を可能にする新たな広域連携体制のあり方について協議する。